

25. 01

商標法第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとする際の手続について

＜商標法施行規則 様式第2 備考19＞

19 商標法第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、説明書に「商標法第5条第6項ただし書の適用」と記載し、その次に商標登録を受けようとする商標を記載し、引出線、文字その他のものにより、色彩を付すべき範囲を明らかにして商標記載欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を記載する。この場合において、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて「商標法第5条第6項ただし書説明書」と記載する。ただし、「【商標の詳細な説明】」の欄に、色彩を付すべき範囲を明らかにして商標記載欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を記載した場合には、説明書に記載するには及ばない。

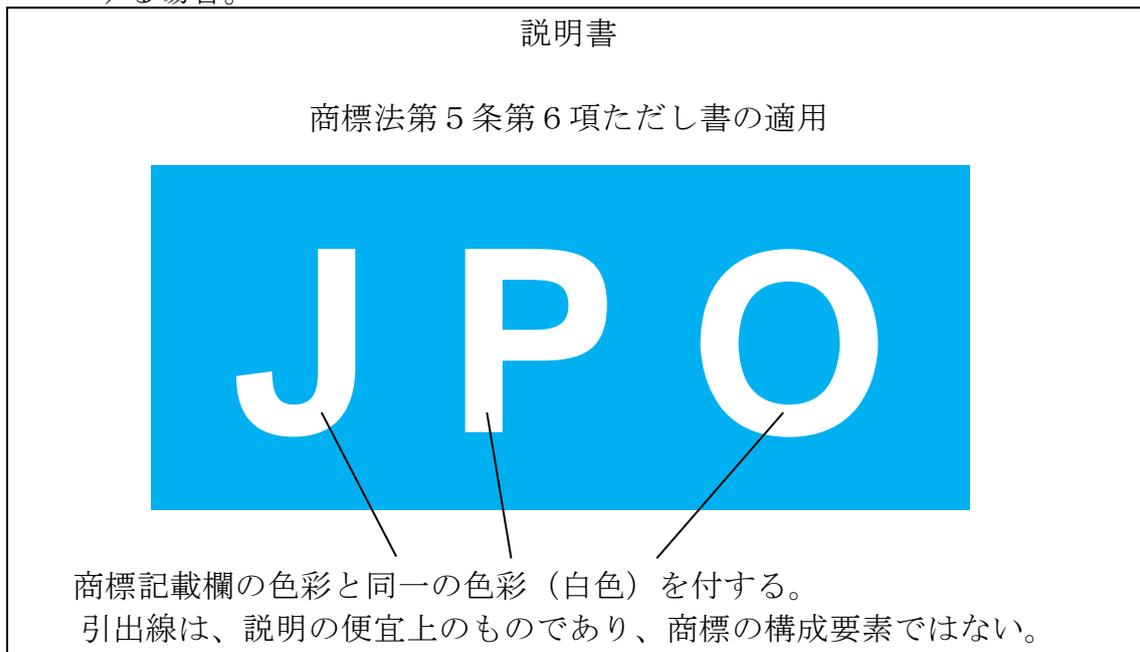
※下線、太字は、説明のための便宜上のものである。

商第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとする際の商施規 様式第2 備考19に基づく手続は、以下のとおりとする。

1. 「説明書」の記載について

商第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとする旨を記載した説明書の例は、以下のとおり。

(1) 商標記載欄の色彩と同一の色彩を付する範囲を「引出線」により記載する場合。



- (2) 商標記載欄の色彩と同一の色彩を付する範囲を「文字」により記載する場合。

説明書

商標法第5条第6項ただし書の適用

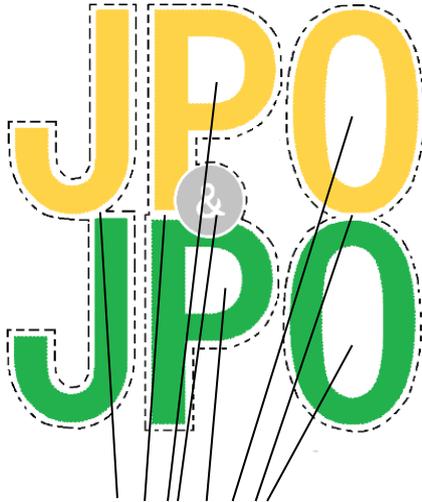


「JPO」、「ジェイピーオー」及び「じえいぴいおう」の文字は、
商標記載欄の色彩と同一の色彩（白色）を付する。

- (3) 商標記載欄の色彩と同一の色彩を付する範囲を「破線及び引出線」により記載する場合。

説明書

商標法第5条第6項ただし書の適用



商標記載欄の色彩と同一の色彩（白色）を付する。
破線及び引出線は、説明の便宜上のものであり、商標の構成要素ではない。

2. 「商標の詳細な説明」の記載について

(1) 動き商標、ホログラム商標及び位置商標について

動き商標、ホログラム商標及び位置商標については、「商標の詳細な説明」に商標記載欄の色彩と同一の色彩を付する範囲を文字により記載した場合には、説明書を提出することなく、商第5条第6項ただし書の規定の適用を受けることができる。

(2) 色彩のみからなる商標について

色彩のみからなる商標については、「商標の詳細な説明」に、商標記載欄の色彩と同一の色彩についての色彩名、三原色(RGB)の配合率、色見本帳の番号等を記載して色彩を特定するものとする。

3. 商標記載欄の色彩と同一の色彩を付する範囲の記載が不明確な場合について

出願人が、商第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとする旨を記載した説明書を作成しているが、商標記載欄の色彩と同一の色彩を付する範囲が不明確である場合には、審査官は、その範囲が明確になるよう補正を指示するものとする。

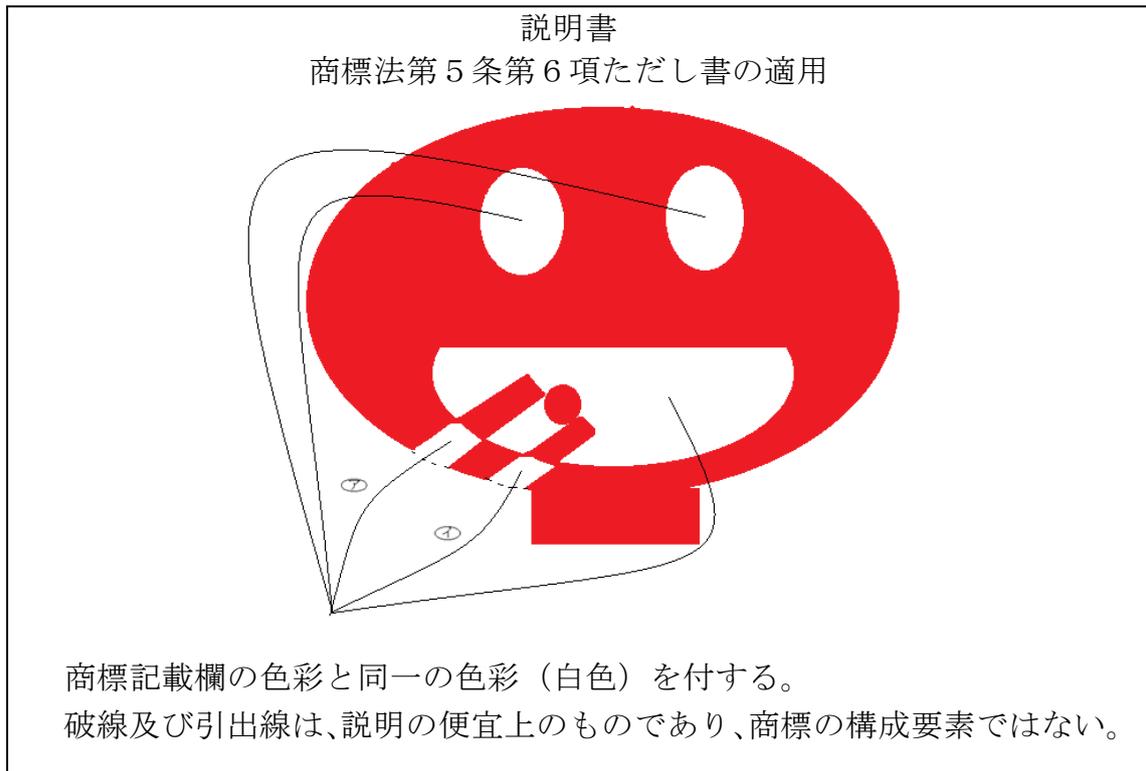
(例) 範囲が不明確な記載



(解説)

引出線ア及びイにより示されている部分は、商標記載欄の色彩と同一の色彩（白色）をどの範囲まで指定しているかが不明確であり、これを明確にさせる必要がある。

(例) 範囲が明確な記載



4. 国際商標登録出願において、商第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとする旨の記載があった場合は、その記載と商標登録を受けようとする商標に相違がない限り、商第5条第6項ただし書の規定の適用を受けることができる。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)
- [「第16条の2及び第17条の2（補正の却下）」の審査基準](#)